

壁面後退の制限(建替えのルール)について ver.2

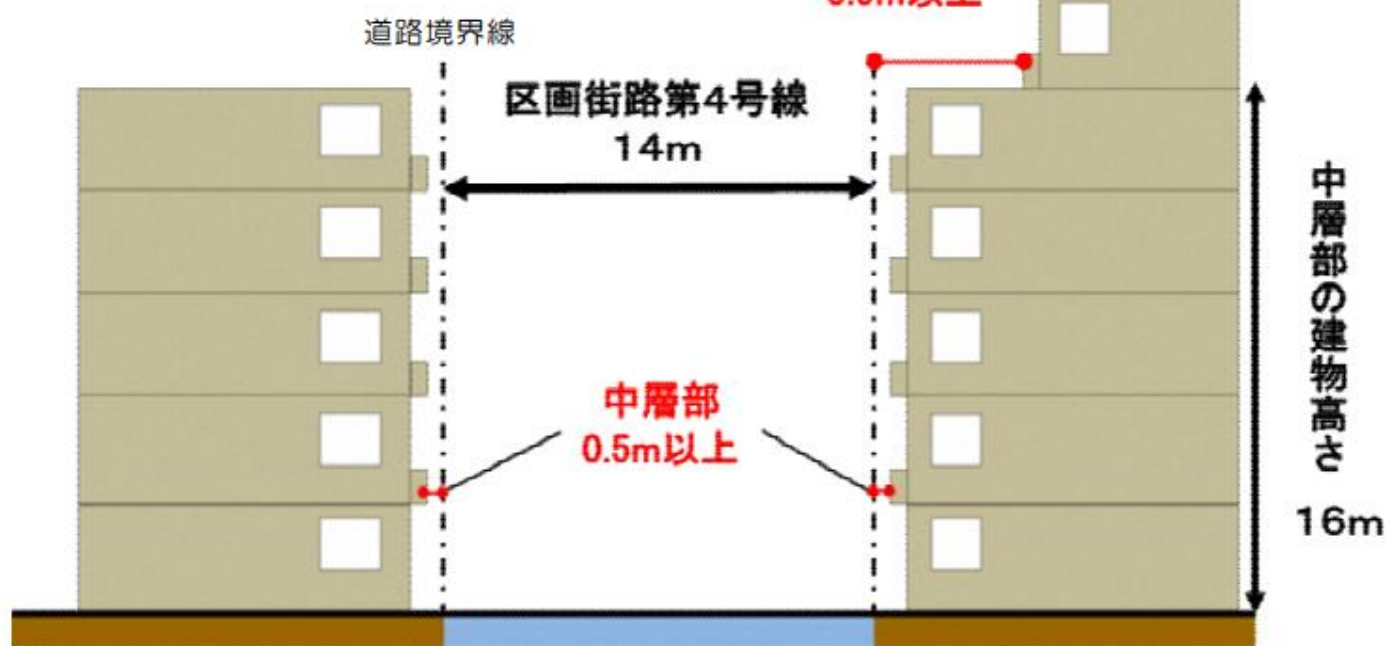
～壁面後退区域における工作物の設置制限について～

◆地区計画により建築物の壁面後退について制限しています

地区整備計画(建替えのルール)が定められた地区では、下図のとおり、建築物の壁面位置について制限が定められています。

	壁面の位置の制限
中層部 (16m以下の部分)	0.5m以上
高層部 (16mを超える部分)	3.5m以上

建築物の壁または柱の位置まで(樋を含む軒先や出窓、バルコニーなどがあればその位置まで)



◆壁面後退区域における工作物の設置について制限しています

壁面の位置の制限により道路境界線から建築物が後退した区域については、門、へい、
広告物、看板、自動販売機等、歩行者の通行の妨げとなるような工作物を設置する
ことはできません。

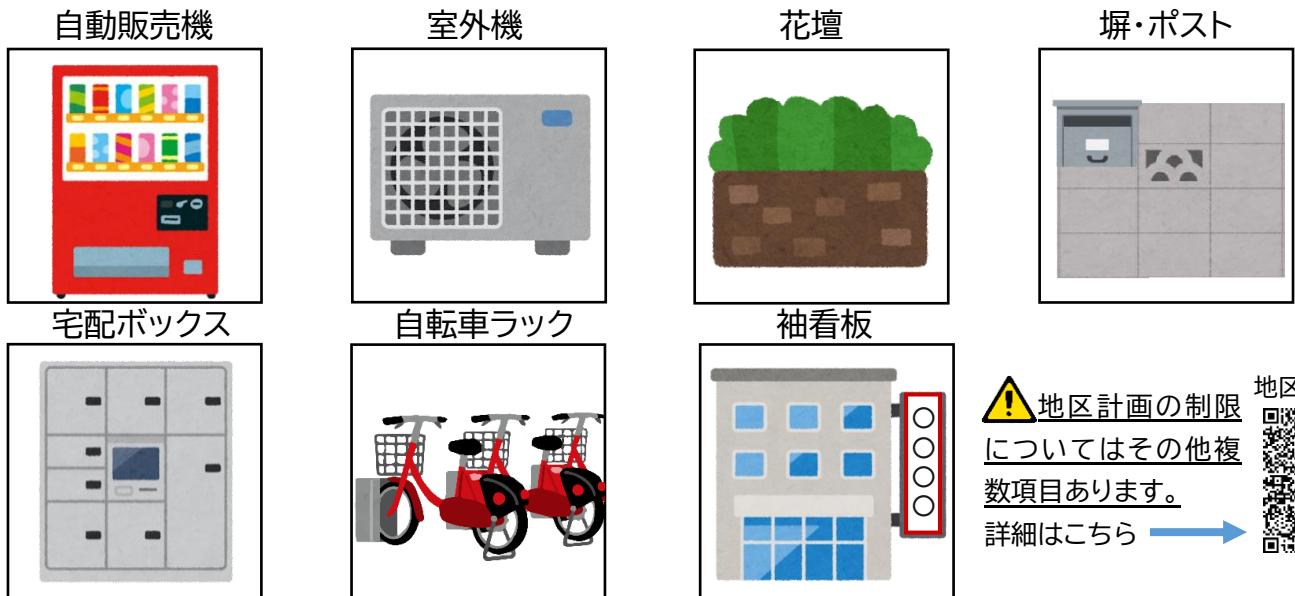
詳しくは裏面をご覧ください。

◆壁面後退区域における工作物の設置の制限内容について

商店街のにぎわい創出のため、店先空間を設けると共に、安全で快適な歩行環境を確保するため、壁面後退区域における工作物の設置の制限を定めています。



(設置できない例) ※土地に定着するもの・容易に動かせないものは設置不可



※道路路面から下端までの高さが2.5m未満のものは不可

【お問い合わせ先】 ・地区計画について

中野区 まちづくり推進部 まちづくり事業課
新井薬師前・沼袋駅周辺まちづくり係
電話 03-3228-5487
FAX 03-3228-8943

・地区計画に伴う届け出について

中野区 都市基盤部 建築課
建築審査係(意匠)
電話 03-3228-5596
FAX 03-3228-5471